

## 令和8年度 消費生活施策の新規・充実事業一覧

(充):充実 / (新):新規

## 重要施策 1 「消費生活環境の整備」

## 1. 関係部署、地域ネットワークとの連携強化(資料1、1-(1)-①・②)

消費者安全確保地域協議会※を活用し、支援関係機関等との情報共有及び連携を強化し、高齢者等の見守り体制の充実と相談支援における連携を図る (充)

## 2. エシカル消費の環境づくり(資料 1、3-(1)-①～⑤)

地産地消の促進や食品ロス削減などを通じて、エシカル消費を実践しやすい消費環境づくりを推進する (充)

## 重要施策 2 「消費者教育の推進」

## 1. SDGs・エシカル消費に関する啓発 (資料 1、1-(3)-①～⑤)

(1) 消費生活フェスティバル等のイベントを通じて、エシカル消費の普及・啓発を推進する(充)

(2) 食育や環境学習を推進し、SDGsやエシカル消費につながる学びの機会を提供する (充)

## 重要施策3 「消費者被害の防止・救済」

## 1. 多様なチャンネルを活用した情報収集・発信(資料1、1-(1)-①～⑦)

国や東京都などの関係機関と連携し、消費者トラブル等に関する情報の迅速な収集・発信に取り組む (充)

## 2. 相談体制の充実(資料1、2-(1)-②)

国や東京都、警察などの関係機関と連携し、消費者被害の救済防止及び拡大防止につなげる (充)

※ 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)とは

消費者安全法に基づき、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う仕組み

※ エシカル消費とは

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと(エシカル＝倫理的・道徳的)